

東海発電所保安規定変更認可申請書に対する説明事項の整理について

頁	条項	確認内容	当社の整理	補正申請での対応	備考	
1	34	(保安に関する職務)第6条	・(30)検査グループマネージャの記載が他プラントと異なる理由	・当社他プラントと同じ表現に修正	条文を修正(「事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。」に修正)	・新検査制度対応
2	35	・第3項の「その他関係する部門の長」の部門及び業務を整理し、第3項と第1項・第2項の職務の関係について整理が必要 ・第3項追加の変更理由の適切性	・保安規定には、保安規定に定める保安活動に対応する全ての部門(品質保証、運転管理の章以降で対応する部門)を、保安の組織及び職務に定めている。 ・ただし、当社他プラント(運転炉)の保安規定には、過去の保安規定変更審査において、上記に該当しない組織についても、間接的に発電所の保安活動に係る部門を、上記条項に該当しない「その他関係する部門の長」として保安規定に定め、「組織権限規程」に基づき業務を遂行することを規定している。 ・廃止措置においても、上記の考え方は同様であることから、当社他プラントと同様に定めることとした。	変更理由を修正(関連する保安の組織の明確化)	・「2. その他の申請内容について」⑧	
3	36	(委員会の審議事項)第8条	・第2項(2)工事計画(第12条(工事の計画及び実施)に関する事項)	・第12条削除に関連した変更	取り下げ	
4	38	(原子炉領域の解体の禁止)第11条	・第11条を削除して良い理由 ・変更理由「法改正に伴う削除」の内容	・当時の廃止措置計画において、原子炉領域の解体は届出制であり、原子炉領域の解体の禁止事項については保安規定に定めて、管理することとした。 ・今回、以下①②の法改正の状況を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の24第3項(第12条の6第6項を準用)に基づいて、計画の遵守義務もあることから本規定を削除しても保安上問題ないと考え、当社他廃止措置プラントと同様の規定に合わせることを考え、削除した。 ①東海発電所の廃止措置計画に、原子炉領域の解体について原子炉安全貯蔵期間後に実施する旨が本文及び工程に記載されていること ②既に法令が改正され原子炉領域の解体が届出制から認可制になり、①の廃止措置計画が認可されていること	取り下げ	
5	38 39	(工事の計画及び実施)第12条	・第1項の各号や第3項以降を削除して良い理由 ・工事計画書作成プロセスが変更前後で異なること(運営委員会の審議要否等)の理由 ・変更理由「検査制度の見直しに伴う変更」の適切性	・現在の保安規定は、廃止措置工事に係る工事の計画(件名、時期、場所、工事内容、工事の方法、工程、体制、放射線管理、安全確保対策、放射性廃棄物管理)である。 ・上記の内容は、社内規程(廃止措置工事計画策定要領)に基づく工事計画の作成においても、同じ事項を計画策定することとなっている。 ・これら廃止措置管理に係る事項は保安運営委員会において所長まで審議のうえ、確認することとなり、運用上問題ない。 ・当社他廃止措置プラント(敦賀)の保安規定を踏まえると、敦賀と同様に運用及び社内規程への規定を実施していることから、保安規定から削除可能と考えた。		
6	38 39	・廃止措置管理(第4章)の管理事項	・廃止措置対象施設に関する運用管理及び解体工事に関する事項を定めている。なお、性能維持施設については施設管理で定めている。			
7	38	・第2項に、東海第二の保安のために必要な施設機能に影響を及ぼさないことを確認する	・東海第二の新規制基準への適合に係る保安規定変更認可申請(補正)に合わせて補正申請する。			
8	39	・第4項の※1は新規条文(※1の「廃止措置計画に基づく」の掛かり方を含む)	・新規条文であることから下線を追加			
9	40	(安全貯蔵措置)第13条	・第1項の各号や第2項以降を削除して良い理由を説明すること ・安全貯蔵措置のプロセスが変更前後で異なること(運営委員会の審議要否等)の理由 ・変更理由「検査制度の見直しに伴う変更」の適切性	・現在の保安規定は、安全貯蔵措置管理するための要領作成及び要領に定める事項を定めている。 ・上記の内容は、社内規程(安全貯蔵措置管理要領)でも策定することとしている。 ・今回、以下①～③の状況及び当社他廃止措置プラント(敦賀)の保安規定を踏まえると、敦賀と同様に運用及び社内規程への規定を実施していることから、保安規定から削除可能と考えた。 ①現在は使用済燃料が搬出され、安全貯蔵中のリスクの上昇がなく、詳細な措置及び運用に関する事項は社内規程に定めている。 ②安全貯蔵の対象範囲及び期間については、廃止措置計画における安全貯蔵中の原子炉領域の解体禁止に係るため明記している。 ③プロセスについては安全貯蔵に関することは保安運営委員会の審議のうえ、確認することとなり、運用上の問題は無い。		

	頁	条項	確認内容	当社の整理	補正申請での対応	備考
10	41	(廃止措置中の地震・火災等発生時の対応)第16条	・変更理由の適切性(「記載の適正化」又は「(1)実用炉則の改正に伴うもの」)	・実用炉規則改正が適切 ・今回東海発電所は、実用炉規則改正により、火災発生時の対応について新たに定めたが、初期消火要員については、東海第二発電所と兼務することとなったため、東海第二発電所の変更理由と合わせて記載の適正化とした。	変更理由を修正(「実用炉規則改正」の変更理由)	・新検査制度対応 ・「2. その他の申請内容について」④
11	42	(使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理)第17条の2	・本文中の「イ」を全角に変更している理由	・第4章で定める他の条文の記載が全角で統一していることから、この記載ルールに合わせて全角としている。	—	
12	44	(頻度の定義)第20条の2	・変更前の第25条の位置を修正	・比較表を修正	変更前の記載を修正	
13	46	(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等)第21条の2	・「法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価」の規定箇所を変更	・放射能濃度測定及び評価について、第一号で記載していた法令条文を第一項に変更し、第一項全体に法令条文が関係していることがみえるように記載の適正化を図った。 ⇒No14とともに別途審査	取り下げ	
14	46	(放射能濃度確認対象物の管理)第21条の3	・クリアランスについて、実施者と確認者が同じ「廃止措置廃棄物管理グループマネージャー」で良い理由 ・変更理由(検査の独立性の担保)の適切性	別途クリアランスの扱いを議論後、別途審査	取り下げ	
15	57 58	(施設管理計画)第40条	「8.記録の採取及び保存」の削除	・第6項の「保全の実施」にの第3号の「保全の結果について記録する」で一元的に管理する条文を、実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映に合わせて、追加している。 ・8.の詳細は、2次文書の施設管理業務要項、是正処置プログラム要項に基づいて実施することとしていることから、第8項の「記録」に関する条文を第6項第3号「保全の結果について記録する」に統合することとした。	取り下げ	
16	59~	(施設管理計画)第40条	・「12.設計管理」以降は条番号を変えた方が良いか検討が必要	・「12.設計管理」以降は変更することを検討	条番号及び条文を修正	
17	68	(応急措置)第49条	・二次災害防止に関する措置の追加	・他プラントの記載と整合させるため。	取り下げ	
18	75	(記録)第54条	・変更前に「溶接事業者検査の記録」が無い理由	東海発電所では、これまでも溶接検査の記録に関する記載はなく、廃止措置に移行した2001年10月4日時点で、今後溶接検査を実施することはないと判断したため、記録に関する条文を記載しなかった。一方で、第40条の2(溶接事業者検査の実施体制)については、実用炉規則第92条第3項23号に基づき、2013年10月を期限として保安規定に定めることがプラントに区別なく要求されたと判断したため、規定条文のみ記載した。	—	・新検査制度対応

頁：東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の頁数 灰色塗りつぶし部分：取り下げ予定

下線：前回ヒアリングから追加した内容

2020年8月25日

日本原子力発電株式会社

2. その他の申請内容について

番号	その他の変更	条文	概要
①	組織改正(その他)	東海, 東海第二: 第5条 敦賀: 第5条, 第205条	・発電所の品質保証室に検査グループを設置したことにより, 品質保証室のグループが複数になったことから, 品質保証室内を運営管理する業務を「品質保証グループ」に追加する。
②	記載の適正化 (人事制度の変更に伴う主任技術者の等級区分の適正化)	東海: 第9条 東海第二: 第8条, 第8条の2 敦賀: 第8条, 第208条 第208条の2	・人事制度の変更により, 能力等級及び役割ランクの区分の括弧を変更する。これに伴い, 原子炉主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者, 廃止措置主任者の能力等級が変わることから, 記載を適正化する。 (上記能力等級及び役割ランクの区分変更による等級数の変更であり, 各主任者の選任基準に変更はない)
③	廃止措置主任者の選任要件の適正化	東海: 第9条	・敦賀発電所1号炉保安規定に記載の廃止措置主任者の選任要件が最新の認可された考え方であるため, 東海発電所の廃止措置主任者の選任要件を同様に見直す。
④	廃止措置管理業務における火災時の対応	東海: 第16条 東海第二: 17条	・東海発電所の保安規定では, 火災発生時の体制の整備について, 法令等で「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。」とされており要求事項はなかったため自主的に定めた条文であったが, 法令等の改正により要求事項として追加する。 ・また, 現状, 東海及び東海第二発電所の初期消火要員について, 互いに兼務していることを明確化する。
⑤	記載の適正化 (周辺監視区域図に記載している他社施設名称の適正化)	敦賀: 第119条 図119 第319条 図319	・周辺監視区域図に記載している他社(日本原子力研究開発機構)の施設名称を適正化する。
⑥	サービス建屋減築に伴う管理区域図の変更	東海: 添付1 管理区域図	・東海第二発電所の新規規制基準への適合に向けた工事(安全性向上対策工事)において, 工事エリアが干渉する東海発電所のサービス建屋を減築することから, 東海発電所サービス建屋の管理区域の一部を変更する。
⑦	維持すべき施設の保守の条文削除	東海第40条, 第41条	・表に記載の対象施設は廃止措置計画に記載されていること及び点検方法等は施設管理に関連する規程で定めていることから削除する。 ・経過措置を設定し, 廃止措置計画認可までは従前の例に従い実施することを定める。
⑧	関係する部門の長の関与の明確化	東海第6条	・発電所の運営に間接的に係る部門を, 保安規定にて「その他関係する部門の長」として明確化する。

(余白)

⑦維持すべき施設の保守の条文削除

○保安規定 東海：第41条

1. 条文削除の考え方について

この条文は東海発電所保安規定固有の記載であるため、以下のように現状を確認し考え方を整理した。

◆第41条（維持すべき施設の保守）に記載している内容のうち、対象施設については第40条（施設管理計画）で策定が求められている「3. 保全対象範囲の策定」において、保全を行うべき対象範囲として廃止措置計画で定める性能維持施設及びその他自ら定める設備を選定するように変更される。

また、点検方法、頻度については、第40条（施設管理計画）の「5. 1点検計画の策定」で策定が求められている点検計画（従前において同じ）に記載されており、これに基づき性能維持施設の点検を行なっている。

◆性能維持施設の点検において、例えば想定以上の劣化が見られた場合等は、点検方法、頻度の見直しが必要と判断されるが、この見直しをタイムリーに行うことがPDCAを回す上で重要である。

見直す際は、「保全の有効性評価」等を行なった上で、適宜「点検計画」に記載されている点検方法、頻度を見直すことが適切であり、東海発電所についてもこの運用を図ることとする。

以上の整理結果から、維持すべき施設の対象は廃止措置計画で明確になること、点検方法及び頻度は第40条（施設管理計画）に基づき策定する「点検計画」に定められていることより、第41条を削除しても性能維持施設の点検は適切に行うことが出来ると判断されるため、第41条を削除する。

2. 経過措置について

性能維持施設は廃止措置計画について、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄 第七条（経過措置）に基づき変更申請されることから、維持すべき施設の保守の条文削除の及び性能維持施設から保全対象を選定する第40条の第3項の保全対象範囲の策定について適用日を附則に設ける。

附 則（2. ○. ○）

（適用日）

第2条（中略）

2. 第40条第3項の保全対象範囲の策定及び第41条（維持すべき施設の保守）の変更については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（令和2年1月23日原子力規制委員会規則第3号）の附則第7条に基づき変更申請する東海発電所廃止措置計画が原子力規制委員会の認可を受けて施行される日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

（以下略）

<参考>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）

附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

（経過措置）

第七条 この規則の施行の際現に旧法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新実用炉規則第百十六条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るもの

に限る。)を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第百十六条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(廃止措置計画の認可の申請)

第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

(略)

附則 第2条 第2項の経過措置中の従前の例

(施設管理計画)

第40条 (略)

3. 保全の対象範囲の策定

保全担当マネージャーは、原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定める。

(維持すべき施設の保守)

第41条 保全担当マネージャーは、第40条(保守管理計画)に基づき、表41-1及び表41-2の施設(性能を確保する上で必要となるケーブル、配管、ダクト等を含む)について保守を実施する。

表41-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設

	対象施設	点検方法	点検頻度	所管マネージャー
建屋・構築物等	1. 原子炉建屋 ^{※1}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	建築グループマネージャー
		建屋負圧確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	2. 排気筒 ^{※2}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	3. 生体遮へい体 ^{※3}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	建築グループマネージャー
放射性廃棄物 処理設備	1. 使用済燃料冷却水処理系			
	a. スラッジ貯蔵タンク ^{※4}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	b. 陽イオン交換器 ^{※5}	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	c. 陰イオン交換器 ^{※5}	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	d. ディレイタンク ^{※5}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	2. 雑廃液処理系 ^{※5}			
	a. 再生廃液レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	b. レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	c. 蒸発固化装置	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	3. 洗濯廃液処理系 ^{※5}			
	a. レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	b. ディレイタンク	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	機械グループマネージャー
	4. 雑固体廃棄物焼却設備 ^{※6}	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	5. 雑固体減容処理設備 ^{※6}	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	6. セメント混練固化装置 ^{※6}	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
	放射性廃棄物 貯蔵設備	1. 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-1) ^{※8}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}
2. 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2) ^{※8}		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
3. 固体廃棄物貯蔵庫 (E) ^{※8}		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
4. 燃料スワラー貯蔵庫 ^{※8}		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
5. サイトパンカ (イ) ^{※8}		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
6. サイトパンカ (ロ) ^{※8}		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
7. 燃料スプリッタ貯蔵庫 ^{※8} (1) 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1) (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-2) (3) 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-3)		外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー

(前頁の続き)

	対象施設	点検方法	点検頻度	所管マネージャー
放射性廃棄物	8. ドラム貯蔵庫 ^{※8}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	9. 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※6} (1) 固体廃棄物貯蔵庫 A (2) 固体廃棄物貯蔵庫 B	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	10. 固体廃棄物作業建屋(廃棄体搬出作業エリア) ^{※6}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
放射線管理 設備	1. モニタリングポスト ^{※6}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	電気・制御グループマネージャー
	2. 試料放射能測定装置 ^{※6}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	3. 気象観測設備 ^{※6, ※9}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	4. 排気筒粒子モニタ	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	電気・制御グループマネージャー
換気設備	1. 原子炉建屋換気設備 ^{※10} (1) 生体遮へい冷却空気排風機	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
換気設備の フィルタ	1. 原子炉建屋換気設備(生体遮へい冷却空気排風機) ^{※11}	差圧確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー

※1：当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間に適用する。

※2：原子炉領域解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※3：原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間に適用する。

※4：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※5：原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※6：東海第二発電所との共用設備。東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決め、東海第二発電所に点検を依頼する。

※7：4月1日を始期とする1年間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事により、当該年度内に実施することが困難な場合を除く。また、東海第二発電所に点検を依頼した施設は、その点検頻度で実施する。)

※8：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※9：気象観測設備の一部は、原子炉領域解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※10：当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまでの期間に適用する。

※11：高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまでの期間に適用する。

表4 1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
建屋・構造物等	1. 使用済燃料冷却池建屋 ^{※1}	外観目視点検	建築グループマネージャー
	2. 放射性廃液処理建屋 ^{※1}	外観目視点検	建築グループマネージャー
	3. 固化処理建屋 ^{※1}	外観目視点検	建築グループマネージャー
	4. サービス建屋 ^{※1}	外観目視点検	建築グループマネージャー
	5. ホットワークショップ建屋 ^{※1}	外観目視点検	建築グループマネージャー
	6. 取水路 ^{※2}	外観目視点検	土木グループマネージャー
	7. 放水路 ^{※2}	外観目視点検	土木グループマネージャー
放射性廃棄物処理設備	1. 雑廃液処理系 ^{※3} a. 凝縮器	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. 放射性液体廃棄物希釈設備 ^{※3} a. 放射性液体廃棄物希釈水ポンプ	外観目視点検	機械グループマネージャー
放射性廃棄物貯蔵設備	1. 貯蔵孔 ^{※4}	外観目視点検	放射線・化学管理グループ マネージャー
放射線管理設備	1. サーベイメータ ^{※5}	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
	2. ホールボディカウンタ ^{※5}	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
	3. 電子式個人線量計 ^{※5}	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
換気設備	1. 使用済燃料冷却池建屋換気設備 ^{※6} (1) 主冷却池換気設備排風機 (2) フラスコ装荷室換気設備 a. フラスコ装荷室換気設備排風機 b. フラスコ装荷室換気設備送風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. 放射性廃液処理建屋換気設備 ^{※6} (1) 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	3. 固化処理建屋換気設備 ^{※6} (1) 固化処理建屋排風機 (2) 固化処理建屋送風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	4. 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 ^{※6} (1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫(G-2)及び燃料スプリッタ貯蔵庫(H-3)換気設備排風機 (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1, 2)換気設備排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	5. サイトバンカ(イ)A, Bバンカ換気設備 ^{※6} (1) サイトバンカ(イ)排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	6. サイトバンカ(ロ)換気設備 ^{※6} (1) サイトバンカ(ロ)排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー

附則 第2条 第2項の経過措置中の従前の例

(前頁の続き)

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
換気設備	7. <u>メンテナンスシャフト室換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (E-11, E-12)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	8. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-1)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	9. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-2)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	10. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-5)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	11. <u>固化処理建屋槽類換気設備^{※6}</u> <u>(1) 槽類排風機</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	12. <u>ホットワークショップ建屋換気設備^{※6}</u> <u>(1) ホットワークショップ建屋排風機</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	13. <u>サービス建屋2階換気設備^{※6}</u> <u>(1) ホット系排気処理装置 (EF-1)</u> <u>(2) 乾燥機系排気処理装置 (EF-2)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
換気設備のフィルタ	1. <u>使用済燃料冷却池建屋換気設備^{※6}</u> <u>(1) 主冷却池換気設備</u> <u>(2) フラスコ装荷室換気設備</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. <u>放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-2, F-3, F-4)^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	3. <u>固化処理建屋換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	4. <u>黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備^{※6}</u> <u>(1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2) 換気設備</u> <u>(2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2, 3) 換気設備</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	5. <u>サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	6. <u>サイトバンカ (ロ) 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	7. <u>メンテナンスシャフト室換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	8. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	9. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	10. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー

附則 第2条 第2項の経過措置中の従前の例

(前頁の続き)

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
換気設備のフィルタ	11. 固化処理建屋槽類換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	12. ホットワークショップ建屋換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	13. サービス建屋2階換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー

※1：当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間に適用する。

※2：管理区域解除工事が終了するまでの期間に適用する。

※3：原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※4：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※5：東海第二発電所との共用設備。東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決め、東海第二発電所に点検を依頼する。

※6：当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまでの期間に適用する。

(余白)

⑧関係する部門の長の関与の明確化
○保安規定 東海：第6条第3項

1. 変更内容

○第6条（保安に関する職務）について、第3項に、「その他関係する部門の長」が組織権限規程に基づき所管業務を行うことを追加する。

2. 変更理由

(1) 保安規定に記載することとなった経緯

○平成16年、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する事項に係る記載の充実（平成16.03.04原院第3号）」により、東海第二発電所及び敦賀発電所に対して、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」に基づき変更することが求められた。

○上記の要求において、保安の組織として定める事項について、「1.7.含むべき組織の範囲」の考え方が示された。

1.7.含むべき組織の範囲

品質保証計画に含むべき組織の範囲は、原子炉設置者をトップマネジメントとした当該発電所の保安に掛かる全ての組織とし、経営層、本店の原子力管理部門、発電所、その他保安関連部署^{※1}を含まなければならない。

なお、保安に関する各組織と JEAC4111 の各条項との関連を明示しなければならない。

※1：中間管理組織、監査組織等、各事業者により異なる。

○これを受けて、東海第二発電所及び敦賀発電所原子炉施設保安規定変更に係る説明及び審査において、以下のとおり、保安に関する組織及び職務について整理した。

①**保安に関する各組織**：QMSに関係する全ての組織を組織図及び職務に追加

⇒東海発電所保安規定第5条（保安に関する組織）、第6条（保安に関する職務）第1項及び第2項に定められている組織

②**その他保安関連部門**：QMSに直接関係しない組織^{※2}も、間接的に発電所運営に係っていることから「その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき業務を遂行する。」ことを保安規定に規定^{※3}

⇒今回、東海発電所保安規定第6条（保安に関する職務）第3項で明確にする組織

○上記の保安に関する組織及び職務の整理については、今回の新検査制度に係る保安規定変更においても変更していない。

※2 第2章品質保証及び第3章以降の規定に対して、対応の主体とならない組織。

※3 職務に関する規定は、原子炉設置者ごとに実態に合わせて記載しており、間接部門に関しては、その職務を定めた職制規程について第2章品質保証もしくは保安に関する職務の条文で定めることとしている。当社は、第2章品質保証の「責任及び権限（5.5.1）」において、組織権限規程を引用して定めることとし、第2章と保安に関する職務の条文との整合を図るため、保安に関する職務の条文においても、関係する部門の長の権限は「組織権限規程」に基づき実施することを定めている。

(2) 東海発電所への適用について

これまでは、当該条文がQMSに直接関係しない組織の有無を示した条文であり、東海発電所の保安規定に直接関係しない組織であるため必ずしも明確にする必要はなかったが、今回、第2章品質保証において、「組織」と「実施部門」の定義が明確化されたことに加え、5.5.1（責任及び権限）において明確化された部門相互間の業務手順（部門間の連携、情報伝達等）には、間接的に発電所運営に係るQMSに直接関係しない組織が関係することから、東海発電所についても、品質保証条文と整合を図り、QMSに直接関係しない組織が関与していることを保安規定で明確にするため、当社他プラントと同様、保安に関する職務の条文に定めることとした。

以上

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第2章 品質保証 (品質保証計画) 第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除き JEAC4111 に従う。</p> <p>(2)実施部門 <u>発電所の保安に関する組織のうち、廃止措置プロジェクト推進室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所をいう（以下、本条、第5条（保安に関する組織）において同じ。）。</u></p> <p>(1)原子炉施設 <u>原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称をいう（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>(3)ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースである原子力施設情報公開ライブラリーのことをいう。</p>	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に従った品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則に従う。</p> <p>(1)組織 <u>第5条（保安に関する組織）に定める組織をいう。</u></p> <p>(2)実施部門 <u>組織のうち、原子炉施設に係る業務を実施する監査部門以外の組織をいう。</u></p> <p>(3)監査部門 <u>内部監査を行う組織として実施部門から独立した部門をいう。</u></p> <p>(4)原子炉施設 <u>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(5)ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1)社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) a)参照)が設定されていることを<u>確実にする。</u></p> <p>(2)品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を<u>確実にする。</u></p> <p>a)品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b)品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、組織権限規程を踏まえ<u>責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)</u>及び<u>権限が第6条(保安に関する職務)に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p>	<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1)社長は、組織において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)<u>が定められているようにする。</u>これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a)実施事項</p> <p>b)必要な資源</p> <p>c)責任者</p> <p>d)実施事項の完了時期</p> <p>e)結果の評価方法</p> <p>(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること)のものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。組織は、品質目標に係る事項について、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。</p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2)社長は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b)品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c)資源の利用可能性</p> <p>d)責任及び権限の割当て</p> <p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、組織権限規程を踏まえ第6条(保安に関する職務)及び第10条(廃止措置主任者の職務等)に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更)</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムにおける内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室長は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室長は、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置プロジェクト推進室長は、品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務、廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務並びに非常時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) (1)から(6)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室長（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室長は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室長は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。 （中略）</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2)実施部門管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3)監査管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムにおける内部監査活動を統括する。</p> <p>(4)安全室長は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。</p> <p>(5)考査・品質監査室長は、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を行う。</p> <p>(6)廃止措置プロジェクト推進室長は、品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務、廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務、<u>非常時の措置の総括に関する業務並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7)発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに係る<u>地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</u></p> <p>ロ. 総務室長（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室長は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室長は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 （中略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」*1の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃止措置に係る廃棄物及び放射性物質として扱う必要のない物に関する業務（放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等の業務を除く。）並びに「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準の策定に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理室長は、化学管理、放射線管理及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 係長は、原子炉施設に係る電気・計測制御設備及び機械設備の保守管理に関する業務（廃止措置室長、技術センター長及び安全管理室長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(10) 係長グループマネージャーは、係長の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 保守総括グループマネージャーは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気・制御グループマネージャーは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械グループマネージャーは、原子炉施設のうち機械関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子炉施設に係る建物及び構築物の保守管理に関する業務を統括する。</p> <p>(15) 土木運営グループマネージャーは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木グループマネージャーは、原子炉施設のうち構築物の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 建築グループマネージャーは、原子炉施設のうち建物の保守管理に関する業務を行う。 （中略）</p> <p>(21) 直営機械グループマネージャーは、機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(22) 総務室長（発電所）（以下「総務室長」という。）は、保安教育の総括、文書管理及び資材業務に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 総務グループマネージャーは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 経理グループマネージャーは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(25) 安全・防災室長は、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 防護グループマネージャーは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全・防災グループマネージャーは、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 品質保証室長は、品質保証活動の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 品質保証グループマネージャーは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 運営管理室長は、原子炉施設の運営管理の総括に関する業務を統括する。</p> <p>(31) 保安運営グループマネージャーは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」*1の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃止措置に係る廃棄物及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務（放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等の業務を除く。）並びに「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準の策定に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理室長は、化学管理、放射線管理及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 係長は、原子炉施設に係る電気、計測制御関係設備及び機械設備の施設管理に関する業務（廃止措置室長、技術センター長及び安全管理室長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(10) 係長グループマネージャーは、係長の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 保守総括グループマネージャーは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気・制御グループマネージャーは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械グループマネージャーは、原子炉施設のうち機械関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子炉施設に係る建物及び構築物の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(15) 土木運営グループマネージャーは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木グループマネージャーは、原子炉施設のうち構築物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 建築グループマネージャーは、原子炉施設のうち建物の施設管理に関する業務を行う。 （中略）</p> <p>(21) 直営機械グループマネージャーは、機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(22) 総務室長（発電所）（以下「総務室長」という。）は、保安教育の総括、文書管理及び資材業務に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 総務グループマネージャーは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 経理グループマネージャーは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(25) 安全・防災室長は、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 防護グループマネージャーは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全・防災グループマネージャーは、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 品質保証室長は、品質保証活動の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 品質保証グループマネージャーは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 検査グループマネージャーは、使用前事業者検査等の検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 運営管理室長は、原子炉施設の運営管理の総括に関する業務を統括する。</p> <p>(32) 保安運営グループマネージャーは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。以下同じ。）</p> <p>組織改正に伴う変更（検査グループ設置に伴う品質保証室の運営管理業務追加、事業者検査の独立性確保に伴う変更）記載の適正化（条番号の繰り下がり。以下同じ。）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(32) プラント管理グループマネージャーは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(33) 各マネージャーは、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(34) 各マネージャーは、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員はマネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(35) 各マネージャーは、廃止措置工事で発生したもの以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>※1：管理区域内の解体物であって放射性物質によって汚染されていない廃棄物をいう。以下同じ。</p> <p>第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会 （委員会の設置及び組織）</p> <p>第7条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）、発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、廃止措置プロジェクト推進室長を委員長とし、所長、廃止措置主任者に加え、グループマネージャー以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>3. 運営委員会は、所長を委員長とし、廃止措置主任者及び第6条（保安に関する職務）第2項(2)、(3)、(7)、(9)、(14)、(18)、(21)、(24)及び(26)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（委員会の審議事項）</p> <p>第8条 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 廃止措置計画（原子炉等規制法第43条の3の3.3に基づき認可を受けたもの。以下「廃止措置計画」という。）の変更</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p>	<p>(33) プラント管理グループマネージャーは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(34) 各マネージャーは、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(35) 各マネージャーは、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、<u>マネージャー</u>の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(36) 各マネージャーは、廃止措置工事で発生したもの以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>※1：管理区域内の解体物であって放射性物質によって汚染されていない廃棄物をいう。以下同じ。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会 （委員会の設置及び組織）</p> <p>第7条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）、発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、廃止措置プロジェクト推進室長を委員長とし、所長、廃止措置主任者に加え、グループマネージャー以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>3. 運営委員会は、所長を委員長とし、廃止措置主任者及び第6条（保安に関する職務）第2項(2)、(3)、(7)、(9)、(14)、(18)、<u>(22)</u>、<u>(25)</u>、<u>(28)</u>及び<u>(31)</u>に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（委員会の審議事項）</p> <p>第8条 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 廃止措置計画（原子炉等規制法第43条の3の<u>3.4</u>に基づき認可を受けたもの。以下「廃止措置計画」という。）の変更</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げあり。以下同じ。）</p> <p>関係する部門の長の関与の明確化</p> <p>組織改正に伴う変更（事業者検査の独立性確保に伴う変更）</p> <p>記載の適正化（条番号の見直し）</p> <p>法改正に伴う条番号の適正化</p>

注）下線は変更事項に含まない。

(余白)

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則				
第1条	目的	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条	基本方針	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3条	関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5)(i) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証				
第4条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織及び職務				
第5条	保安に関する組織	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第6条	保安に関する職務	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション、(8)(ii)d. 機器等の検査において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会				
第7条	委員会の設置及び組織	－	○※	※番号の変更のみ 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8条	委員会の審議事項	－	○※	※用語の変更のみ(保守管理 → 施設管理) 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 廃止措置主任者				
第9条	廃止措置主任者の選任	－	○※	※選任要件の適正化(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理) 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10条	廃止措置主任者の職務等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第11条	原子炉領域の解体の禁止	－	－	
第12条	工事の計画及び実施	○ (本文九号)	－	(8)放射線管理及び安全確保対策については、本文九号のイの(1)放射線防護に関する基本方針において、職業人として働く人の記述があり、これと整合している。 (9)放射性廃棄物管理については、本文九号ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項に該当し、これと整合している。
第13条	安全貯蔵措置	－	－	
13条の2	施設運用管理業務	－	○※	※記載の見直し(東海発電所が燃料搬出済みであることを考慮し、敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
第14条	廃止措置中の巡視	－	○※	※記載の見直し(施設管理の観点を追加)
第15条	工事完了の報告	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	廃止措置中の地震・火災等発生時の対応	－	○※	※記載の見直し(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
第17条	管理区域内の工事解体物の分別	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条の2	使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理	－	○※	※フォントの修正のみ
第18条	廃止措置工事で発生した放射性固体廃棄物の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第19条	放射性物質として扱う必要のない物の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第19条の2	管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	○※	※条番号の変更のみ
第5章 放射性廃棄物管理				
第20条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	－	○※	※保安規定には合理的に達成できる限り低減する基本方針の条文を新設した。
第20条の2	頻度の定義	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	○	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第21条の2	放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等	－	○※	※引用した法令条番号の記載位置の見直し
第21条の3	放射能濃度確認対象物の管理	－	○※	※検査の独立性の確保に伴う確認者の明確化
第21条の4	管理区域内の工事解体物以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
物」の管理			
第21条の5 事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条の6 輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第22条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 放出管理用計測器の管理	－	○※	※放出管理用計測器の管理において、定期的な点検及び性能維持に関する条文を追記した。
第6章 放射線管理			
第25条 放射線管理に係る基本方針	－	○※	※保安規定には合理的に達成できる限り低減する基本方針の条文を新設した。
第25条の2 頻度の定義	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第26条 管理区域の設定及び解除	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第27条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第28条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第29条 管理区域への出入管理	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第30条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第31条 周辺監視区域	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(2)管理区域及び周辺監視区域の設定に該当し、これと整合している。
第32条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号)	○※	※管理区域内の作業を実施する場合の計画立案と線量低減を明確化した。 本文九号のイ(4)個人被ばく管理に該当し、これと整合している。
第33条 床、壁等の除染	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号)	○※	※平常時の環境放射線モニタリングの条文を新設した。 本文九号のイ(6)空間放射線量等の監視に該当し、これと整合している。
第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号)	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 本文九号のイ(6)空間放射線量等の監視に該当し、これと整合している。
第35条 放射線計測器類の管理	－	○※	※放射線計測器類の管理において、定期的な点検及び性能維持に関する条文を追記した。
第36条 管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号)	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。 本文九号のイ(3)管理区域内の管理に該当し、これと整合している。
第37条 発電所外への運搬	－	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。
第38条 協力企業の放射線防護	○ (本文九号)	－	本文九号のイ(4)個人被ばく管理に該当し、これと整合している。
第39条 削除	－	－	－
第7章 施設管理			
第40条 施設管理計画	－	○※	※原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図った。
第40条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7)(iii)(設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の3 作業管理	－	○※	※原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図った。
第40条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.(機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.(機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第41条 削除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 非常時の措置			
第42条 原子力防災組織	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第43条 原子力防災組織の要員	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第43条の2	緊急作業従事者の選定	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第44条	原子力防災資機材等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第45条	通報経路	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第46条	原子力防災訓練	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第47条	通報	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第48条	非常事態の宣言	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第49条	応急措置	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条	非常時における活動	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条の2	緊急作業従事者の線量管理等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第51条	非常事態の解除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9章 保安教育				
第52条	所員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第53条	協力企業従業員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10章 記録及び報告				
第54条	記録	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第55条	報告	－	○	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
添付				
添付1	管理区域図	－	○	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。